

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会の 愛称・スローガン募集に係る企画提案公募の実施について

1 事業概要

(1) 業務名

2030 年に島根県で開催予定の第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会の愛称・スローガン募集業務

(2) 業務内容

別添「第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会愛称・スローガン募集業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 4 年 1 月 3 1 日

(4) 委託料の上限

3,000 千円(消費税及び地方消費税の額を含む)

(5) 予算執行者

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会長

2 参加資格

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、単独企業(団体)又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 島根県に本店、支店、営業所等を有し、委託業務終了までの間、発注者が必要と認める時に、松江市内にて随時打ち合わせが可能な者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

エ 島根県税について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。

オ 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。

カ 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

キ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- いこと。
- コ 3に規定する企画提案募集説明会に企業（団体）の代表者若しくは使用人等関係者が出席すること。
- サ このプロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。
- シ 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (2) 共同企業体に関する資格及び条件
- 構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。
- ア 各構成員が（1）のアからケまでの全てに該当すること。
- イ 共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が共同企業体の代表者となること。
- エ 各構成員が、このプロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員でないこと。
- オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- ・目的
 - ・共同企業体の名称
 - ・構成員の名称及び所在地
 - ・代表者の名称
 - ・代表者の権限
 - ・構成員の出資比率
 - ・構成員の責任
 - ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - ・業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - ・解散後の瑕疵（かし）担保責任
 - ・その他必要な事項
- カ 3に規定する企画提案募集説明会に構成員のうち1以上の企業（団体）の代表者若しくは使用人等関係者が出席すること。
- キ 各構成員が発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 企画提案募集説明会の開催

次のとおり企画提案募集説明会を開催するので、プロポーザルに参加する者は必ず出席すること。

- (1) 日時
令和3年9月24日（金）13時30分から
- (2) 場所
島根県庁東庁舎2階201会議室（参加人数により変更場合があります）
- (3) 内容
ア 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会愛称・スローガン募集業務の趣旨、目的、注意点等の説明

イ 質疑応答等

(4) その他

企画提案募集説明会に参加する者は、令和3年9月21日(火)午後5時15分までに、7の(1)に記載した連絡先へ、以下に記載した企画提案募集説明会参加申込書(様式自由)を書面又は電子メールにて提出すること。必ず到着確認の電話を行うこと。

ア 企業(団体)名

イ 出席者の所属、役職及び氏名

ウ 担当者の所属、役職及び氏名

エ 担当者の連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)

4 審査会の設置

- (1) 発注者は、企画提案等の順位を決定するため、公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は5名程度で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

5 評価方法

それぞれの審査委員が、下記の視点ごとに評価を行い、合計点(100点満点)をその提案者の得点とする。審査会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。

評価項目	評価の視点	配点
1. 業務の実施体制	企画提案内容を実施するために必要な体制が整っているか。	15点
2. 業務についての経験若しくは技術的適正の有無に関する事項	当該業務を履行するに当たり必要なノウハウや知識、強み等が認められるか。	15点
3. 業務に要する経費及びその内訳	本業務に係る費用について、費用の内訳や積算根拠が明確に示され、仕様書の内容に基づき、積算されているか。	20点
4. 業務実施のスケジュール	準備を含めた業務の実施スケジュールは適切か。	10点
5. 業務の提案内容	募集の周知方法が効果的であり、応募者増を見込めるか。情報発信の工夫がなされ、機運醸成につながる展開となっているか。	40点
合計		100点

6 最優秀提案者の選定方法

原則として、5により総合的に評価し、最優秀提案者として選定する。

7 手続等

- (1) 本プロポーザルに関する問い合わせは次のとおり。
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県環境生活部スポーツ振興課内
第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会事務局
電話：0852-22-6096 ファクシミリ：0852-22-5636
電子メール：kokumin-sports@pref.shimane.lg.jp
- (2) 企画提案書作成要領の交付
別紙2 企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）は、令和3年9月10日（金）以降に、次に掲げるインターネットホームページから入手するものとする。
島根県環境生活部スポーツ振興課ホームページ
<https://www.pref.shimane.lg.jp/sport/>

8 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

- (1) 提出書類
企画提案参加申込書（様式第1-1号又は様式第1-2号及び様式第2-1又は様式第2-2号） 1部
※ 単独企業にあつては、様式第1-1号及び様式第2-1号を、共同企業体にあつては、様式第1-2号及び様式第2-2号を提出すること。
※ 共同企業体にあつては、本業務に係る共同企業体協定書を作成し、企画提案申込書の提出時に、協定書の副本を1部提出すること。
- (2) 提出期間及び時間
令和3年9月10日（金）から同年10月1日（金）までの間（土曜日・日曜日・祝日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和3年10月1日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。
- (3) 提出方法
持参又は郵送の方法により提出すること。ただし、郵送による場合は、郵便書留による必着に限る。
- (4) 提出場所
7の（1）に同じ
- (5) その他
本プロポーザルへの参加は、企画提案募集説明会に出席し、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

9 企画提案書の作成及び提出

- (1) 企画提案書は、作成要領に基づき作成するものとする。
提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委

託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領 1（1）ア（イ）の事業の実施体制を明らかにする書類を記載すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送の方法により提出すること。ただし、郵送による場合は、郵便書留によること。

(3) 提出場所

7の(1)に同じ。

(4) 提出期間及び時間

令和3年9月24日(金)から同年10月8日(金)までの間(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、令和3年10月8日(金)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出部数及び規格

- ・正本1部、副本5部
- ・A4版縦(A3版の折込可)

10 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。なお、日時、場所については変更する可能性がある。また、参加申込書提出者には日時、場所等を別途指示する。

(1) 日時

令和3年10月14日(木)13時30分から ※予定

(2) 場所

島根県庁東庁舎1階研修室 ※予定

参加者数により、時間・場所が変更の場合があります。

(3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき30分程度(内容説明25分以内、質疑応答5分程度)とする。

11 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 発注者の管理するホームページ掲載(公募開始) | 9月10日(金) |
| (2) 企画提案募集説明会参加申込書提出期限 | 9月21日(火) |
| (3) 企画提案募集説明会実施日 | 9月24日(金) |
| (4) 質問受付期限 | 9月28日(火) |
| (5) 企画提案参加申込書の提出期限 | 10月1日(金) |

(6) 企画提案書等提出期限	10月 8日 (金)
(7) プレゼンテーションの実施	10月14日 (木)
(8) 審査結果の通知	10月中旬
(9) 契約締結時の協議及び見積の依頼	10月中旬
(10) 契約締結	10月下旬

13 その他

(1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知する。

(4) 企画提案書作成等に係る経費負担

企画提案書の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 発注者は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 暴力団の排除

契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを島根県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(発注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、発注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事

実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすること
その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、
物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は (ア) から (カ) までに掲げる行為
を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務
を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、仕様書及び作成要領による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契
約条項を仕様書から削除するときがある。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を
統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときが
ある。

エ 令和3年10月12日に開催予定の第84回国民スポーツ大会・第29回全国障
害者スポーツ大会 島根県準備委員会第2回常任委員会において、愛称・スロー
ガンを募集する内容を含んだ「広報・機運醸成基本方針(案)」及び「広報・気
運醸成基本計画(案)」が否決された場合には、契約を締結しない場合がある。